

平成24年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成24年 6月25日（月）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	6番	小野昌士	11番	遠藤義光
2番	前田芳樹	7番	齋藤昭一	12番	池田信博
3番	平田文夫	8番	石田茂春	14番	福田晃
4番	齋藤幸廣	9番	高宮陽一	15番	安部和子
5番	是津輝和	10番	米澤壽重	16番	松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	八幡哲
副町長	門脇裕	農林水産課長	池田高世偉
教育長	山本和博	下水道課長	村上孝三
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	村上静夫	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	池田茂良	五箇支所長	長田栄
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長補佐	大西裕	総務課長補佐	野津浩一
観光課長	吉田誠	企画財政課長補佐	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 14名

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択性としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものでもありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに6番：小野昌士 議員

6番（小野昌士）

おはようございます。それでは通告に従いまして質問をいたします。

私は一括方式で、人口減少に伴う空き家対策と町長の町政に対する熱意について簡単に質問いたします。

イギリスの俳優でチャップリンという人が、「人が暮らして行くのには3つのことがあればいい」と言っております。一つは希望、もう一つは勇気、そして少しのお金、こういうふう
に言っております。

3月定例会での町長所信表明並びに町政運営の基本方針を再度じっくり読み直して気づきました
ましたが、希望、勇気という記述が見当たりません。少し熱意の不足を感じた思いがいたしました。

島びとに元気なまちづくりの希望を語り、「気づき」を待つ、そうした「島をリードする隠岐
びとが行政職員の中で早く育ってほしいもの」と思っております。松田町長は、8年目の節目の
年度の年度、課せられた諸課題の解決に向け、諸施策を積極的に推進してまいりますと述べて
おります。少し体調を崩しましたが、考えれば今まで以上に“まちづくり”の熱意を失わず
に積極的に進めるのかどうか、どうでしょうか。

私は、松田町長は天の声を借りながらの行政改革、島での安心の基本である新病院建設や
医療確保充実、そして公共下水道、あるいは丸い輪づくり等「よくやった」までには、“今少
し”ですが、頑張っていると評価をしております。何故、「よくやった」とならないのは、町
に住んでいる人が随分と減ってきております。このことは、町の活気がなくなることにつな
がるからでございます。

合併時から2,000人減少して、15,500人となり、総合計画では平成32年には13,000人と
推計をされています。ちなみに日本全体では、厚生労働省2011年の人口動態統計では、昨年
は生まれた赤ちゃんが105万人で戦後最少となる一方、125万人が亡くなられております。
いわゆる自然減が20万人でございますので、ちょうど松江市、中核都市が一つ消えていくと
いうことでございます。

日本の社会もそうですが、隠岐の島町も、今後どのように活力を維持していくのか正念場
となってきております。特に私は暮らしの現場で、地域でも町中でも非常に空き家が目立っ
ております。住環境、火災予防等、良好な生活環境とは言えなくなってきました。

そこで町長にお伺いをいたします。

隠岐の島町全体の空き家の調査と、空き家を活かしたまちづくり等と空き家の管理につい
て、そうした条例をつくる考えはないのか、それが一点と、町政への熱意については任期一
杯頑張るということは私も承知をしておりますが、それ以上の熱意があるのかどうかお伺い
をいたします。

番外（町長 松田和久）

皆さんおはようございます。今日の一般質問は、7名の議員各位から私に一般質問がござい
ますが、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

まず、始めに小野議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、1点目の空き家対策でございますが、議員お住まいの地区に限らず全町至る地区で
空き家が目立つようになってまいってきておりますが、非常にこれは憂慮すべき状況である
と、私もこのように認識をいたしてあります。

平成19年度に空き家の状況調査を一度いたしてありますが、その資料によりますと概ねそ
の時点でございしましたが、300軒の所在が確認をされてあります。この空き家の内に、更に
70軒の所有者の意向を調査させて頂きましたところ、「親族が年間に何回かは帰ってこられ
る等の理由で貸し出す意思は今のところありません。」と言うことであります。また貸し出
す意思がございまして一定の修繕を必要といたしてありまして、その費用負担が隘路とい
いますか障害となっている等、実際に貸し出せる物件は非常に少ないという状況でございま
した。

議員仰せのとおり、空き家の増加は、地域の住環境でありますとか、あるいはまた火災予
防等、良好な生活環境が確保されない恐れがあるかと思ひます。一方では、人口減に苦しむ
本町にとりましてイターン者の受け皿となる、有効な、ある意味では資源にもなり得るの
でないかと、このようにも考えているところでございします。

そこで、ご質問ございましたが、本年度改めまして空き家の調査を今予定をさせて頂いて
ありまして、まずは、手を入れずにそのまま貸し出すことができる物件の把握に再度努めて
行きたいと思っております。

次に、貸し出す意向でありながら修繕が必要なそういった方々には、本町の空き家活用に
関する条例に規定してございします事業を紹介してまいりたいと、このように考えてあります。

この事業は、修繕費の上限400万円を国と町村が半々に負担をいたしまして、10年間は町
が管理をするというものでございします。空き家の情報が整い次第に、空き家バンクを整備い
たしまして、その情報をホームページで公開して運用していく予定に、今させて頂いてあり
ます。島暮らし体験事業等で来られました都会の方々に積極的にこの情報を提供いたし、一
人でも多くのイターンに結び付けてまいるべきではないかと、このように考えているところ
でございします。

一方、老朽化が著しく、廃屋状態の空き家につきましては、景観上あるいは環境上の社会
的問題となりつつありますので、そういった家をどうしたらよいかという事で役場の方に照

会等もあるような状況もございます。引き続きその対応等を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

もう1点は、私の熱意ということでございますが、私は町政を担当いたしましたから毎年ご案内のように「施政方針」を書いておりますが、その都度、希望とか勇気という言葉を使っていないかも知れません。しかし、与えられました任期中は精一杯、全力で走り続けるというのが自分の特性かなと思っておりますので、とにかく精一杯頑張っ、地域の皆さんが安全安心、そしてこの島に住んで良かったと言えるような“まちづくり”はどうあるべきかということ、絶えず考えながらやっております、その情熱は今なお、消えたわけではございません。引き続き、精一杯頑張っ、まいりたいとこのように考えております。

次期のことを、今、非常に言われるわけでございますが、私もこういった大病を患いまして、本当に大丈夫かという心配がございます。今、長い間私を支えてくださいました後援会の皆様方も大変心配なさって、私が入院中も検討を重ねていらっしゃるということでございますが、今少し体調が戻れば、まず私の意見も参考にしたいというようなことで、まだその結論が出てないというような今状況でございまして、近くそういった方々と意見を十分にお伺いをいたしたい。

また、地域の皆様方からもいろいろな意見が私のところへ寄せられていることも、また事実でございます。そういったことも考えながら、いったいどうあるべきかということ、私自身も責任あることですから一緒になって考えてまいりたいと、このように考えておりますことを申し上げ、私の熱意のほどを是非、ご理解頂きたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

6番(小野昌士)

町政の熱意については、体調を一日も早く治して、早い回復を願っていると申し上げておきます。

空き家対策ですが、これは松江市が今年4月施行で「松江市空き家を生かした魅力あるまちづくり及びまちなか居住促進の推進に関する条例」を制定しております。憲法29条で「財産権」というものがありますので、条例をつくるにはいろいろな厄介なこともあるかと考えますが、時間をかけてでも、条例等で空き家を今はやりのリメイクにしたり整理もするとうような時期と思ひますので、まずは実態調査をやることだと思ひます。

企画財政課の資料で「どげなる！わがとこ」という、地区別の高齢化率、世帯数、人口等を見ますと、世帯数は対17年国勢調査では316世帯の減少でございますが、高齢化率が50

パーセントから 83 パーセントの集落が 6 集落となっております。いわゆる「限界集落」でございます。こうした地区には、一人暮らしもいると推測されますし、町内には言葉はどうかと思いますが「空き家予備軍的世帯」もかなりあるのではないかと、いうふうに心配をされます。

是非、早く実態調査をと思っておりますので、実態調査をやるということでございますが、いつ頃からいつ頃までで終わるのか、これは再度質問しますので、町長よりは課長が詳しいと思いますので、課長の計画をご返答お願いいたします。

番外（町長 松田和久）

今日は一般質問で、私に対する施政方針を問うわけですから、課長の答弁は認めて頂くことができないようでございますので、私から申し上げたいと思います。

もうすでに大久地区では、「空き家対策」をいたしまして家を改修させて頂いて、そして現実に入って頂いております。ご案内のように、特に全国区で有名になっております海士町は、1 ターン対策というのが非常に話題を呼んでおります。

私もいろいろ考えたわけでございますが、今ご指摘のように合併をいたしまして、そして旧都万、五箇、布施につきましては、当時合併前のことですが地区で決められた区長さんに、行政がお金を出して支援をして行く。これは地方自治法上、果たして本当にいいかといういろいろな問題はあるかも知れませんが、しかし、そうしないと地域が維持できなかったという現実が、そうさせたのではないかと私自身は思っていました。

嘱託員制度、町が辞令を出すことで嘱託員の方々に、報酬等ができるわけです。そういう形でやったのですが、旧 3 村は、もう役場とは地域は関係ない、区は関係ないということになってしまうような傾向があった。

私は「まちづくり懇談会」、「出前町長室」の要望があれば、各地区に出掛けてやってまいりましたが、そういう中でもいろいろな意見が出されました。やはり、地域と役場がもう一度太いパイプで結ばれながら、地域あげて、役場あげて一緒になって“まちづくり”をやって行く以外ないのではないかと。そういうところから、地域交付金制度を考えさせて頂いて、財政状況を見ながら、早く財政が健全化すれば地域と一緒にやれるような体制をもう一度つくってほしい、私は逆に外に対してよりも、内に対してもう少し元気を出してほしい、というような思いで、政策を取り組んでまいりましたが、これにつきましては、今、空き家問題から、限界集落問題まで言及がなされましたが、まさにそのとおりであります。

これからは、そういった空き家対策、有効活用を図りながら町部の人にも、離島隠岐にお

いでを頂くような環境もどんどん整備して行きたいと。

蛇足になりますが、一昨日岡田副総理がこられました。帰るときに15分間ばかり、私と2人で空港の特別室に入らせて頂いて懇談をいたしました。隠岐は本当にいい所だ、離島でこんなに住環境のいい所は珍しいくらいだということに先生は思われて、飛行機に乗られました。その帰るときに、「ぜひもう一度、今度は一晩泊で隠岐をもっとゆっくり見学してみたい。」と、このようにも、お帰りの時に言われておりますが、そのくらい魅力ある、隠岐は「島」、全国にも誇れる立派な島だと思っておりますから、そういうことを売りにして、そして空き家対策等にも、もっともっと徹底して行いながら、本当に町部の方がIターンとして、お出掛け頂けるような環境も整備してまいりたいと、このようにして行くべきではないかと考えておりますことを申し添えまして、答弁に代えさせていただきます。

6番(小野昌士)

質問の趣旨に答えてないところがあります。調査をいつやるということが、一番大事なところでございまして。

ちなみに西郷地区の高齢化を見ますと、24年4月の住民基本台帳を見ますと、中町が41.7パーセント、港町が36.0パーセント、西町が33.6パーセントと。

私思うのですが、港町というのはもともと西郷では元気だったのではないかと推測するものでございますが、2日前でしたか「おでん屋」に行きましたら、おでん屋の小路は非常に細い道、現地での家の建て替えは非常に難しいことではないかというように思われます。このため、今後あの辺りで空き家ができれば、環境面等、非常に今後問題になってくるのではと思うわけでございますが、ただ、一方で考え方を換えれば、そうした問題となる場所も活かしながらやるということになれば、また違った角度からの元気が出てくるのではないかと思います。

副町長も、総務課長も港町だそうでございますので、彼等があるうちに30年先でもいいですので、港町がこの元気な新たな居住地区に生まれ変われるような条例を、今からでもいいですので時間をかけて準備をすべきではないかと思えます。

これは私の想いですので、そういった条例を今後時間をかけてつくるのかどうか、もう一回質問して終わります。

番外(町長松田和久)

小野議員の再々質問にお答えをいたしたいと思えます。

空き家対策、調査をいつまでにやるかということですが、これについては7月から始める

そうございまして、年度内に終るのかどうか、まだ今のところは明確に回答ができないようございしますが、できるだけ早く調査をさせたいと考えております。

今、高齢化比率の町部の話がありましたが、全体といたしましては33.5パーセントということで大変高齢化比率が上がっていくということは事実であります。

港町の件も、もっともっと空き家がたくさん出るのではということでございしますが、ここはご案内のように、都市計画区域の都市計画街路が実は入っております。

これについて都市計画課の方は、県はこのまま放置するのか、もうそろそろ見直しする考えはないのかとか、いろいろ照会があるようございまして、都市計画街路というのは12メートルです。その12メートルを、今の門脇副町長のところの通りから海岸まで、八尾川の間まで、とらや通りですかね、あそこから入って曲がった道路が裁判所のところまであることはあります。そのこのところに向けて12メートルの道路を付けるという計画がありますがこれをやりますと、37、8軒の家を移転しないとできない。港町そのものが本当に逆に空洞化してしまうということになりかねないということで、現実問題、以前に調査をいたしました、これはもう言うべくして難しいということであります。

空き家対策問題はさることながら、これから下水道整備をやるのに、あその地域は下水道整備ができません。そのために可能な範囲でもういっぺん計画街路をいったん止めて、そして町道か何かで整備をして4から5メートルの道路でつなぎながら、あその真ん中辺りにも下水道が整備できるような、そういう環境整備をしながら、またそういう中で空き家が出れば、それはそれとして対策を講じていくことが私は必要ではないかと、このように今考えておりまして、建設課とその件についても今見直しをかけて行こうというように話しをさせて頂いております。

近く町民の皆様方にも意見を伺うような場をつくって行きたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、空き家対策条例制定をするのか、しないのかということですが、これについても調査の結果必要があるということになれば、前向きに条例制定に向けて取り組んでまいらせたいと、このように考えておりますことを申し上げたいと思っております。

議長（池田信博）

以上で、小野昌士議員の一般質問を終わります。

次に、9番：高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

それでは、通告をいたしております、障がい者及び障がい児福祉施策について、町長の所見を伺いたいと思います。

実は、去る6月4日に開催をされました隠岐広域連合6月定例会で、仁万の里の運営主体の見直しについて一般質問を行ったところでございます。山内副連合長から答弁を頂きましたが、松田連合長が入院加療中のため出席されておられませんでした。そういったことから、本音が聞くことができなかつたわけでございます。

質問の内容や答弁につきましては、門脇副町長が出席をされておりましたので、概ね承知のことと思いますが、今回は、隠岐の島町長として、障がい者施策について、特に隠岐の島町障がい者福祉計画の実現に向けた仁万の里のあり方、運営方針について伺いたいと思います。

隠岐の島町議会におきまして、隠岐広域連合議会の案件をとにかく言うのは不適當かと思いますが、隠岐広域連合負担金も議決を行っておりますので、質問をさせて頂きたいと思っております。

始めに、広域連合での広域計画における「障がい者福祉及び障がい児福祉基本方針」について申し上げておきたいと思います。

隠岐広域連合では平成22年11月に広域計画が策定されておりますが、その内容は、今後の方針の中に、1つには、平成26年度末までに現敷地内で新築整備を行うこと。2つには、新築整備を契機に指定管理による運営ができるよう検討を進め、時間をかけて諸条件を整備することを前提に、民設・民営への移行を検討することとなっております。

私は、当時この広域計画策定時に各町村には障がい者福祉計画があり、保健・福祉・医療など、住民生活に関わる事業は行政が責任を持って取り組むべきであるとの考え方から、仁万の里の民営化には反対の討論をいたしました。また、同僚議員からも、民営化を前提とすべきでないという質問に対して、連合長からは、「民営化が前提ではない。」との答弁でございましたが、残念ながら賛成多数で広域計画は決定をいたしております。

そこで私が、最大の問題点としているのは、見直しの背景と理由についてでございます。その内容は、同種の施設は全国的に社会福祉法人が主なる担い手となっているとか、国・地方をあげて行財政改革が求められ、更には、隠岐広域連合の役割、守備範囲を見直す必要があるとのこととあります。この広域連合の役割、守備範囲を見直す必要があるということは、重要なポイントであります。

更には、見直しにより期待される効果として、弾力的かつ効率的な施設運営により、入所

者一人ひとりのニーズに合わせた、きめ細やかで質の高いサービスの提供が期待されるとありますが、しかしながら業務の現状分析や課題、そして、指定管理や民間移管をした場合に、どのようなメリット・デメリットがあるのかなど、何ら明確となっておりません。

隠岐広域連合の役割、守備範囲を見直す必要があるということであれば、行政の基本である構成団体に障がい者(児)施策についてどうあるべきか、どうすべきか、お返しをして検討すべきではないかと質問したところでございます。

答弁では、「隠岐広域連合の役割や守備範囲の是非ではなく、行政の役割において、施設運営をすべきか民間が担う方が望ましいかという議論であって、構成町村にも説明しながら、また、議会からの強い指摘がある行財政改革の推進の観点から、仁万の里の運営主体の見直しを進めてきた。」との答弁でありました。

連合長が不在でございましたので、これ以上の質問は差し控えたところでございます。これは経過でございしますが、これから本題に入ります。

私は、地方自治体の基本である、住民サービスの保健・福祉・医療などは行政が責任を持って取り組むべき仕事であり、行革の視点で考えるべきものではないと考えております。

行革の視点で考えるならば、むしろ難しいことかも知れませんが、私は、隠岐広域連合という二重な組織は解散すべきではないかとも申し上げました。財政状況が厳しいから、指定管理や民間移管方式による運営を検討するという事は、行政の責任放棄の何ものでもありません。

そこで、共同処理事業について、今日までの経過について、今一度、考えてみる必要があるのではないかというふうに思っております。

広域連合自体も1つの地方自治体であります。元々、隠岐島町村組合、島前・島後町村組合、それぞれが共通課題について取り組むこととして現在に至っております。極端な言い方をすれば、基本自治体から委託を受けているといっても過言ではないと思っております。

その業務、施策を、指定管理や民間委託することは、業務の二重委託、工事請負等では、下請けの下請け、孫請けであります。このようなことから考えて見れば、我々議員も、広域連合議会、1つの地方自治体の議員ではありますが、基本自治体から見れば、隠岐の島町議会からは15名の議員のうち6名の約3分の1、島前の町村からいけば4分の1の議員しか参加をしておらず、正副連合長さんはそれぞれの自治体の責任者でありますので違うかも知れませんが、我々少数議員が下請けの下請けを決めることは重大な責任があると考えております。

そこで、町長に伺います。隠岐広域連合において、仁万の里の運営については新築を契機に基本に戻り、基本自治体で運営するよう再検討することを申し入れて頂きたいと思いますが、その考えがありますでしょうか。これについてお伺いをいたします。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、高宮議員のご質問にお答えをさせて頂きたいと思います。

本町の障がい者及び障がい児福祉施策の推進につきましては、平成18年9月に策定いたしました障がい者計画にございますように、障がいのある方が必要とするさまざまなニーズに対応した施策を総合的に展開することで、みんなが安気に暮らせる“まちづくり”を目指しているところでございます。

また、本年6月には、障がい福祉施策の実施計画といたしまして、障がい福祉サービス等の提供体制の確保を図るために、「第3期障がい福祉計画」を策定をいたしております。

これらの計画にもございますように、隠岐広域連合立の仁万の里は、隠岐島の中核的な障がい者支援事業所といたしまして、本町の障がい福祉施策を推進するのに重要な役割を担っているところでございます。

現在、仁万の里は、利用者の障がいの重度化、あるいは入所者の高齢化への対応、並びに、障害者自立支援法、及び児童福祉法改正に伴います新たな事業展開に対応してまいりますために、ご案内のように来年度末の完成を目指し、現在施設整備を進めるための設計に入っているところでございます。

これは、一昨年11月に策定がなされております「隠岐広域連合広域計画」の障がい者福祉及び障がい児福祉の基本方針に基づくものでございます。

この中で、運営主体につきましては、「新築を契機に、指定管理による運営ができるように検討を進める。」とさせて頂いているところでございまして、ご案内のとおりかと存じているところでございます。

本年5月の隠岐広域連合議会の全員協議会におきまして報告をさせて頂きましたが、仁万の里運営主体の見直しにつきましては、指定管理による運営につきましても検討の経過が説明されたものと、このように思っております。

また、一昨年3月に策定をいたしました本町の「第2次行財政改革大綱」では、現在行なわれております公共サービスの質的な改善はもとよりでございますが、これまで行政が提供していたサービスを改めてここで検証して見る必要がある。そして、住民の皆様、各団体、企業等、多様な担い手が公共を支えあう社会の実現に取り組むこととさせて頂いたところで

ございます。

この大綱に基づく「行財政改革実施計画」によりまして、隠岐広域連合で実施中の事業全体につきまして再検討をさせて頂き、将来の方向性や対応を検討してまいりますとともに、引き続き隠岐広域連合に対し、積極的に行財政改革の提言を行ってまいってきたところでもございます。

本町のこれらの取り組みによりまして、仁万の里の指定管理による運営の検討が進められて来たものだと、私はこのように理解をいたしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、仁万の里は隠岐島で唯一の施設入所、自立訓練、児童施設入所等の居住支援サービスが提供できる施設といたしまして、本町だけでなく、隠岐島全体の中核的な障がい者支援事業所として、重要な役割が、今、果たされていることと思っております。

このような広域的ニーズに効率的に対応してまいりますためにも、また、施設整備費及び運営費の財政負担を少しでも軽減してまいります視点の上からも、基礎自治体でございます本町が単独で仁万の里を運営するよりも、隠岐広域連合が同施設の事業主体となるのが適当ではないかと、このように考えておりますので、どうかよろしく願いをして私の答弁に代えさせて頂きたいと思っております。

9番（高宮陽一）

今、町長の方から答弁を頂きましたが、本町ではできないと。広域連合が事業主体になるのが適当だということだと思っております。私もそれならそれでいいわけですが、ただこれが、運営主体のところでは若干ズレが出てきておりまして、私も広域連合で、もういっぺん考えを改めることができないかと、こういう趣旨の考え方でございます。

計画というのは、いろいろと変更もあり得るわけでありまして、町長は連合長として「広域計画」も進めなくてはならないという立場は理解せんでもないですが、先ほどから言いますように、やはり保健・福祉・医療にかかるものは行政が責任をもってやるべきではないかと私は思います。

それで少し質問と言いますか考え方ですが、民間委託といっても本土の場合には、ほとんどの町村でこういう施設を抱えているところは、ほとんど無いと、私はこのように理解しております。というのは、近隣の市の施設を利用していることが主なものでございました。そういったことから、離島における隠岐での障がい者の入所施設、これは唯一、大変重要な施設であるわけでありまして。

そういったことから考えますと、いろいろとノウハウを持った民間の方がおられるのかど

うなのか、すごく心配をするわけですし、指定管理者制度は民間のノウハウを活用して住民福祉生活の向上を図るんだということでございますが、ただ指定管理を考えたときに、そういった業者の方がおられるだろうかと、そうした場合すごく不安になるわけです。多分、利用者、保護者の方から考えて見ますと施設が無くなったら困る。運営は行政か、民間か、誰でもいいからやってもらえれば我々はそれでいいんだと。ある意味では、弱い立場の方の意識的なものがあるのではないかと。

しかし、民間がこれをして行くということになりますと、どうしても運営面では利益を追求するという、こういうことではないかというように私は思っております。そうした場合に、利益を追求するあまりに、利用者の方々に不利益があったらいけない。やはり、そのところは行政としてしっかりやれば、先ほどから町長が答弁で言いますように、安全・安心な生活ができるのではないかとこのように思います。

特に施設が無くなりますと、本土の施設を利用するということになりますと、保護者の方も会いに行くのに経済的負担もあり大変でございますので、そういったことから考えますと、是非この広域連合で、事業主体あるいは運営主体として私はやはりやって頂きたいなと。このことを、計画・変更について、今一度町長の方から広域連合の方へ働きかけて頂きたいと、このように思っております。

もう1点は、広域連合の経過、副町長はよく知っておりますが、これは、平成6、7年頃だったと思います。隠岐の医療問題が大変問題になりまして、島前診療所、隠岐病院を何とか整備してもらいたいというときに、県の方は「医療圏としては隠岐は1本ですよ。」ということでした。丁度私もそのときは事務の担当をしておりましたが、離島隠岐の医療整備対策整備検討委員会でしたか検討したわけですが、そのときに広域連合というものが隠岐病院整備のためにできたといっても、私は過言ではないと思っております。

そして、隠岐島町村組合、島後町村組合、島前町村組合が行ってきた事務をそのまま広域連合に移したと同時に介護保険制度が始まりまして、介護保険制度も一緒にやりましょうといったことで広域連合がスタートしたわけであります。

そういったことから考えますと、同じ仁万の里についても、広域連合ができて、そのまま広域連合が運営してくれるのだと皆さんは理解しているわけです。

そういったことから考えますと、今回の指定管理、あるいは民間委託というのはちょっと基本自治体からいっても、広域連合のひとつの決め方、これを責任のある決め方かも知れませんが、私はまた広くここにおられる議員の考え方も聞くべきではないかと。また検討会で

は課長会も参加をして、いろいろ検討されてきたようでございますが、私は議員の考え方も聞くべきではないか、というふうに考えまして、今一度町長の方から連合長の立場で厳しいものがあるかも知れませんが、仁万の里については、それぞれのところで民間委託がいいのか、悪いのか、それともやはり広域でしっかりやらんといけんのか、取りあえずのところを働きかけをして頂きたいとこのように考えておりますが、先ほど申し上げましたことにつきまして、町長の方から答弁をお聞きしたいと思えます。

番外（町長 松田和久）

再質問にお答えをさせて頂きたいと思えます。

私が広域連合長を拝命いたしましたのは、旧西郷町の町長に就任いたしました直後の平成15年5月7日、8日のときの会議で連合長に拝命させて頂いたかと思えます。その直後に各施設を少し見させて頂きました。隠岐病院、消防署、特に知夫の消防、これは早く整備しなくてはいけないと思えましたし、それから仁万の里でございますが、たまたま行った時に島前から入所されている、確か20代くらいの若い方だったかと思えますが、丁度7月くらいだったかと思えますが、暑くて部屋に入るともう焼け付くような暑さだ、職員も私と一緒に回ったのですが、その時に「町長さん、連合長さん、暑くておられません。」と。この話を聞いて親御さんが見たときにどう思うか。これが広域連合立の施設かと、私はそのように思いまして、もちろん予算もない中でありましたが、もう8月が目の前だということで直ぐに中古品でもいいから、取りあえず対応してくれというように指示をいたしまして、僅かなお金で企業にお願いをしてそれをつくって頂きました。

私は、公的な施設でもこのような施設では駄目だと、しかもこの施設が手狭であって施設基準にも合っていない。早く病院整備が終れば、こういう施設もきちんとしてあげるべきだということが私の考え方でした。

そういう中で整備をするということになりましたが、そのことと民営化問題とは違うという話だと、私は申し上げてまいりました。

平成17年、その当時は隠岐の島町は合併をして行財政改革第1次計画に入っております。議会側から各構成団体が、こんなに厳しい行財政改革をやっているのに、負担金で実施している広域連合だけはそのままかと、強い指摘かとも思われるような一般質問を私は頂いております。

しかし、平成18年から島根県が既に松江の施設、出雲、浜田の施設を民営化したんです。その議論が17年にあがったために、質問を頂いた議員さんば県もやっているのではないかと、

何故これだけの財政のなかで広域連合だけやらないか。」というような指摘を頂きました。

しかし、県庁は3,500人も4,000人も人がいる、そういう中で僅かな職員が、これが無くなってもそこに勤める職員はどうにでもなる。でも本町の場合には、たった200数十人しかいない中で40名もの一般職員が、そうすると、民営化するとこれは大変なことになってしまうから私はすぐには難しいですと、そういう答弁を繰り返してまいってきたように覚えております。

しかし、今、ご指摘のあった「議会にも相談したらいいじゃないか。」ということですが、議会側からむしろ、どちらかというと早く民営化しろと言う意見、その意見に対してそれに反対するような意見はあまりございませんでした。ただ、途中で何とかそのことも検討しないといけないと言うことで、部局の中に町村も入ってもらって検討してもらおう会もつくったのです。

そういう中で、あるときに、「正規職員より臨時職員の方が多い、こういうことで何かがあったときにどうするか。」という質問を頂きましたが、民営化を反対するような意見は無い中で今に至っているということで、どちらかという議員さんのご意向に沿えるような形で考えてきたと。現場の仁万の里の会議の中でも、そういうことも底流に流れながら私はきています。決して、議会を軽視したり、無視したりというような形でここに至ってはいないのではないかと、私自身は思っております。

そこで、この問題は広域連合の問題でありまして、先般私がああいう形で休んだものから、海士町長が今、筆頭の副連合長という形でご答弁させて頂きましたが、それ以上の答弁をすると、また連合長と副連合長の間では温度差が・・・ということに成りかねてもいけませんので、副連合長が申し上げたとおりであるというように、ひとつご理解を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

9番（高宮陽一）

今、町長の答弁で、当時議会からの要請が強かったということだったと思いますが、ある意味では私のような考え方をしているのが少数でありまして、いくら頑張っても数には負けてしまいます。これは決まれば決まったことですから尊重しなければいけません、やはり先ほどから私が言うように、保健・福祉・医療というものは行政が責任をもってやるべきだ。ましてや、今の指定管理のことを考えてみても、この隠岐の中にそういったノウハウを持っている人をといたったときに見当たらないということ、そういったことから考えますと、しっかりとただ単純に役場が財政が厳しいから民間委託、あるいは指定管理ということではなし

に、その施設を利用している方々のこと、あるいはそれに関わっている人のこと、こういった方々のことを基本に考えるのが行政の仕事ではないかと思えます。

利用者のしあわせ、家族のしあわせ、仕事をしているスタッフのしあわせ、これがみんな一緒になって安心した“まちづくり”だというふうに私は考えております。

これ以上の答弁は、広域連合の手前難しいかも知れませんが、私は再び町長が広域連合の中で、いろいろ計画は変えることはできるわけですので、また正副連合長会議の中で是非とも発言を行って頂きたいということ、希望してはいけませんが是非そういった働きかけをして頂きたいということで、再度、町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

番外（町長 松田和久）

高宮議員の再々質問にお答えをいたしたいと思えます。

民営化するといっても他にあるわけでない。そういうノウハウを持った人材がいるわけでもないじゃないかということでございますが、まさにそのとおりであります。

そういうこともございますので、ここは慎重な上にも慎重を期して、これが公的な施設が民営化されたことによって、施設の運営が低下するようなことはあってはなりません。

今、障がい者ということで、障害者の「害」をひらがなにということである議論がございました。そういう中で本当にみんなが安心して安全で暮せるような“島づくり”、“まちづくり”が、いかにあるべきかということ、議論はしてまいりたい。決して、民営化することが経費節減だけではなく、本当に施設が充実できるということも確約がない限り非常に慎重に考えて行くべきだということ、私自身も思っておりますことを申し上げて、答弁に代えさせていただきます。

議長（池田信博）

以上で、高宮議員の一般質問は終了です。

次に、11番：遠藤義光 議員

11番（遠藤義光）

町長さん、ご病気をされまして、無事に回復なされました。私はそのお祝いと今後の活躍に期待する、そういった激励の気持ちで一般質問をいたしたいと思えます。

誰もが安心・安気に住める福祉の“まちづくり”を進め、4月には隠岐島民待望の隠岐病院の完成をしたところであります。

国からの交付金の減少とそれに伴い公共工事の激減する中で、若者の新しい職場も減り、少子高齢化と人口減少が進み、なかなか打つ手が見つかりません。

観光を基軸に据えて農林水産業の見直しを取り組み、振興策を打ち出しては来ましたが功を奏するのに時間がかかりました。いつも、隣の海士町と比べられて悔しい思いをして来たのは誰しも同じだと思います。ようやく、新規就農の若者や企業の農業参入などにより、新しい希望の芽が育ち始めたところです。畜産振興については、当面の目標は、700頭の倍増とそれに伴う牧野開発も400ヘクタールが実現する運びとなりました。

更に、産業として定着振興させるには、と畜場の復活、食肉処理、加工場等が必要となります。

隠岐ジオパークの世界登録も間近です。新離島振興法の活用、国境離島の果たす役割と竹島の領土権問題、離島航路国道昇格、航路運賃の本土鉄道並みの実現等々、課題山積であります。

去る5月には町長大病に見舞われましたが、新隠岐病院の充実した最新設備と医療スタッフの最新技術に救われ、また何よりもまして強靱な肉体と精神力が驚異の復活を成さしめたのです。

2期8年の4か町村の合併後の歴史と基盤の基、更に強固な“まちづくり”にかける夢と決意をお聞かせください。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、遠藤議員の更なる強固な“まちづくり”にかける私の夢と、決意についての質問でございました。

ご案内のとおり、私に課せられました任期は、今10月を以って満了いたします。

3月議会の一般質問にもお答えをいたしました。議員各位を始め、町民の皆様方、また副町長、教育長、職員、大勢の皆様方に支えられ、評価の程は別といたしましても、「ここまで何とか持ち応えられて来た。」というのが、私の今の偽らざる気持ち、3月に申し上げたとおりであります。

議員ご指摘のとおり、隠岐島民の皆様方が待ち望み、私の公約でもございました隠岐病院を新築させて頂くことができましたが、少子高齢化及び人口減少には歯止めがかからず、景気の低迷などによりまして、若者定住促進も大きな成果を挙げる事ができなかったのも、また事実でございます。

しかしながら、議員仰せの新規就農者や企業の農業参入、そしてこの度指定管理の議案を提出させて頂いておりますが、隠岐の島ものづくり学校の事業展開など徐々にではございますが、我がまちの活性化に向けましての取り組みが進められていると、このようにも感じ

ているところでございます。

確かに、課題はまだ山積いたしております。幸いこのたび大変お騒がせをいたしました予期せぬ入院もございまして、何とか皆様方のお力添えを頂いて復職することができたわけでございます。残されました任期いっぱい、誠心誠意まず頑張ることだと、このように考えておりますので、ご支援を頂きたいと思っております。

小野議員の一般質問にもお答えいたしましたので、そういうことで今いろいろと意見、調整がなされるものと思っておりますので、今ここで私が「ああだ、こうだ」言うのは差し控えたほうがよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（池田信博）

以上で、遠藤義光議員の一般質問を終わります。

ただ今から、10分間休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時34分 ）

議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します

（ 本会議再開宣告 10時44分 ）

次に、2番：前田芳樹 議員

2番（前田芳樹）

それでは、さっそく質問に入らせて頂きます。

まず1点目、公共施設の維持管理体制についてお伺いをいたします。

地域住民のみならず広く町民が集う施設であります五箇生涯学習センターでは、空調設備が故障してから数年が経過しておりますが、未だに修繕をしていないそうです。これはいったいどうしたことでしょうか。

通気性の良い木造の日本家屋ならいざ知らず、コンクリート・サッシ造りで気密性が非常に高い建物であるために、この空調施設の稼働が欠かせない状態のはずです。真夏には大ホールでの演舞などのイベントには使えませんし、真冬の会議室では石油ストーブで暖を取っている状態です。平成6年定礎の、まだこれから活用しなければならない施設であるにもかかわらず、維持管理が非常に不十分な状況のようです。

町民が、集会をし、そして文化芸術に勤しみ、社会的活動をする拠点となる施設でありますのに、このような状態では管理者責任が問われます。

社会教育法に照らせば、地域住民に文化的社会的活動の機会を提供するための施設の維持

管理は、自治体が第一義的に責任を負うはずでございます。

つまり、最低限の維持管理整備を自治体がしておくべき施設なのです。それが、このような状態では、イベントの企画・立案は元より、施設の活用もおぼつかないこととなります。

島内人口の減少もさることながら、島内の中心部に比べて周辺部の衰退は非常に著しいのでございます。この抑止策としても島内周辺部にある町管理施設の維持整備は最低限の責任を果たしておくべきだと思います。

ここ数年来続けてきた財政健全化政策は、最も重要な行政施策のあり方のひとつであることに疑いはありません。そのために財源注入を傾斜させていくことは必然であります。それなりに財政改善という結果をもたらしてはおります。この財政改善をした点は褒めたたえられてもよいのだと私は思っております。ただ、住民たちが文化的な社会生活を形成するための施設を用意し、そして提供していくことも行政施策のあり方の根幹をなす部分であるはずで、何でもかんでも切り捨て御免では許されません。そのさじ加減は難しいところはもちろんあります。

町民が社会生活をして行く上での、最低限必要な公共施設の機能を失わせないように絶えず維持管理をしておくことが自治体行政の役目の大きな柱のほうです。

五箇生涯学習センターの空調設備は早急に修繕するべきであります。現在、機能不全に陥った公共施設は他にはないのでしょうか。

例として、現在は使われてはおりませんが、都万の高田会館の裏側はまさに幽霊屋敷と化して酷い惨状でございますが放置してあります。維持管理体制はいったいどうなっているのか。今後においては万全を期す考えはあるのでしょうか、町長にお伺いをします。

番外（町長 松田和久）

前田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、分割質問1点目の公共施設の維持管理体制についてのご質問でございました。

議員仰せのとおり、公共施設の維持管理につきましては、設置者でございます本町において適正管理をし、そして町民の皆様方の有効利用について配慮してまいらなければならないと、このように私も考えております。

本町における公共施設につきましては、大部分がご指摘のように合併前の施設でございます。老朽化によります修繕費用を含めた維持管理費は年々増加する一方でございます。

また、管理体制につきましては、町の直営及び指定管理者によりまして行っているわけでございますが、行財政改革のもと、経費節減を図りながらも町民の皆様方が安心をして気兼

ねなくご利用できる、そのような形にして行くためにも計画的に修繕及び改修に取り組む必要がある、このように考えているところでございます。

議員ご指摘の五箇生涯学習センターにつきましては、これまでは、補修、改修、そして改修でやってまいりました。昨年7月以降に冷房機能が大変悪くなりまして、確認をいたしましたところ、これ以上の改修は難しい相当多額の修繕・メンテナンス費用を要することが判明をいたしました。

そこで、これまで実施をしてまいりましたような一時的な修繕より全面改修が望ましいと判断をし、本年度の工事とさせて頂いております、これを整備させて頂くことにいたしております。去る6月12日に入札を行なったばかりで実はございます。

また、都万地区の高田会館の管理につきましては、議員ご指摘のような状況となりませんように施設の適正管理を図り、周辺の除草等の環境整備にも努めてまいりたいと思います。ご理解を賜りたいと思います。

高田会館につきましては、ああいうかたちになっておりますが、中は倉庫として利用したり、子ども達の相撲道場のようなかたちで少し活用もさせて頂いておりますが、ちょっと周辺の環境整備がうまくできてなかったということで、これについては早急に整備をさせて頂きたい。

五箇の生涯学習センターは、おそらく行かれた時には駄目だったかも知れませんが、これはお金がないからしないということではなく、これまでも指摘があって要請があれば、財政当局と話をし、予算を付けてまいったのですが、いよいよもう駄目だということで今回そういうかたちで、新たに入札をして本格的に整備をさせて頂くことになっております。

その他の施設につきましても、そういったところがあれば、それはやらないと言うことはありません。整備をきちんとして、住民の皆様方に十分に活用して頂けるような施設にしてまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

2番(前田 芳樹)

1つだけお伺いします。高田会館ですが、表玄関からはいいのですが裏に行くと、まさに夕方行けば幽霊屋敷です。中は倉庫かも知れませんが、表よくて裏へ回ると惨たんたるものだ。これを放置して置くことは全く話になりません。

今後、もうちょっと良くするように取り組んでいかななくてはならないだろうと感じます。町長はどう感じてますか。

番外(町長 松田 和久)

分割質問 1 点目の再質問にお答えをいたしますが、昨年に引き続きまして今年も緊急雇用対策で職員を雇用しておりますので、早い時期にその裏側のほうも整備をさせるように、早くやらせたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

2番(前田 芳樹)

それでは、続いて2点目にまいります。

下水道施設整備についてであります。中村地区の下水道施設整備計画は、平成29年度からとされておりましたが、これを少し前倒しして2、3年でも早めることはできないのでしょうか。

現在、西郷地区へ巨費を集中投下しておりますが、地域間公平性を考えれば、工事費の絶対金額では比較にならないほど少ない中村も、幾分でも同時並行的に進めるべきではないでしょうか。

下水道施設整備が、生活環境衛生水準のバロメーターとされているのは誰もが承知しているところでございます。現在、よく取り組んでいるとは思いますが、本町の将来を左右する非常に重要な事業であるはずで、その際に、財政的に制約を受けながらも、全域的に見て地域間公平性をできるだけ保つように工事を進捗させる視点が必要だと思えます。

島後の4大河川流域の中で、八尾川は進行中、重栖川は24年度に実施計画策定の25年度施工、都万川はすでに完了しておりますが、中村川は29年度の実施計画策定の30年度施工開始だそうでございますが、中村川流域が少し置いてきぼりの感は否めないと思えます。

技術吏員の増員をして施工管理体制を充実させ、工事の進捗を増進させると昨年聞いておりましたが、これがその後、どうなっておりますでしょうか。少なくとも中村川流域は2年程度の前倒し工夫をしてはいかがでしょうか。

生活廃水の流入で、重栖川・中村川の河口付近の水質汚濁は、悪化の一途を辿っております。もう猶予はなく早い対応が望まれます。同時に、快適な住環境への全域的な整備促進は、島の将来を左右するほど重要でありまして、事業完結を少しでも早めようという意向はもっておられるように推測できますが、町長の認識をお伺いしたいと思います。

番外(町長 松田 和久)

そういたしますと、分割質問2点目の中村地区の下水道整備につきまして、お答えを申し上げます。

中村地区の漁業集落排水整備事業でございますが、平成29年度から実施計画を策定をいたしまして、平成35年度の事業完了を目指しているところでございます。事業の早期着手によ

りまして早期の供用開始が地域の住環境の向上につながることは、議員の仰せのとおりでございます。

事業の推進に当たりましては、住民の皆様方の協力が不可欠な事業でございますので、理解を深めて頂くための啓発活動が大切でございます。地域での説明会等の開催により、住環境整備に対する意識の高揚が、計画の促進につながるものと考えております。これは私が所管の課長時代から、中村でも話し合いをさせて頂いているところであります。

ご質問の、“事業の前倒し”についてでございますが、ご指摘のとおり一日も早い事業着手に努めることの必要性につきましては議員仰せのとおりでございますが、他の公共事業に影響しないような適正な公共事業の実施計画配分が是非必要でございますので、そういったことも考えながら計画をしたり、見直しがなされてきております。そういう中で前倒しをすることが簡単ではない、というように原課の方も考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと。

また、事業促進の必要性を考慮いたしました技術系職員の配置につきましては、本年4月から1名増員をいたしてございまして、下水道課の方に1人増やしてございまして、今後は一層地域への啓発の周知をしまして、住環境の推進に努める所存でございます。

実は公共下水道でございますが、平成13年に計画処理人口9,800人ということで、この計画が平成42年までと長期になってございまして、中村はその中のその期間にあるということで、特別な地域だけを遅くするというわけではございません。町部の方も順番にずっとやってございまして、実は42年最後は岬地区になってございまして、岬地区の方々に言わせると「町長、俺が死んでから付けるのか。」と言われてございまして、そういうことで中村だけを特別遅くしているわけではございません。全体の調整上そうしているということで、是非ご理解を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

2番（前田芳樹）

1点だけ、下水道整備は本土に比べて遜色のない住環境をつかって、島内の定住人口の減少に歯止めをかける方策の大事な部分なのです。

先ほど説明がございましたが、計画通りに行っているということではあります。しかしこれは非常に重要な部分を占めていますので、幾分なりとも今後の取り組み姿勢としてできるだけ少しでも早く進めていきますという姿勢がほしいのです。そうであるべきだと思います。その点、お考えを少し伺います。

番外（町長松田和久）

下水道整備についてですが、「職員の給与カットをしてまで財政再建を図る、だったら下水道はもう少し予算を下げて計画を遅らしてもいいのでは。」と、言うご指摘も頂いた時期もございました。まさに、そういった時代もございましたが、24.1パーセントの実質公債比率、おかげさまで今年度末にはおそらく18パーセントをきって、知事の認可を得なくても借金ができるというところまで大きく改善がなされて来ております。とは言いましても、合併をいたしました私ども隠岐の島町は、今は旧4か町村があったと仮定して交付税が算出されて、その合算額もらっているのです。それが10年をするとつまり平成27年以降は5年間で一本算定に替わってくるわけです。今、15,300人、これが平成32年には13,000人にもなるとも言われておりますが、そうすると13,000人のひとつの町として交付税が算出される。そうするとまた12億程度もっとかも知れませんが、人口が減ってくれば交付税が10数億下がってくる。

今、町の税収がその程度ですから、町の税収ぐらいの、交付税が下がってくると大変なことになる。そこで一昨日副総理に、隠岐のような離島地域は行革といっても難しい問題がある。職員に58歳で辞めてもらっても、他の地域だと、本土の方だと何処に行っても仕事はあるのです。隠岐の場合は無いでしょう。大変なことになっているのです。また、都万、五箇、布施各支所についても、やはり充実していかないといけない。そうすると金がかかる。ですから1本算定を5年間少なくとも延ばして頂きたいと。このことは全国町村会を通じて我々お願いしていますから、全国町村会から政府に向けて要望もしておりますが、何とか合併町村を救うということで、5年間延ばして頂けないかという質問を実は一昨日したばかりでございます。

そういう状況でございまして、少し良くなっても、まだまだ大変かと思えます。そういう中で、本当に財政再建が果たせていけるとすればですよ、これはもっとも早い機会に住環境整備はして行くべきだと私もそのようには思っておりますが、現状では今の段階で「では早くしましょう。」ということが言いにくい、そういう状況でありますことを是非ご理解を頂きたいと思えます。

2番(前田芳樹)

ちょっとだけのつもりが、丁寧なご答弁でございました。以上で終わります。

議長(池田信博)

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

次に、4番：齋藤幸廣 議員

4番（ 齋藤幸廣 ）

それでは、通告に従って一般質問をいたしたいと思います。

町長、今も前田議員の質問に対して、町の財政、将来に向かって町の財政がいかに厳しい状況にあるのか、27年度からの5年間かけての1本化算定の中で10数億、また20数億近くになる可能性も・・・町の財政が厳しい中にあるということをもまず念頭において、私はこれから質問したいと思います。

私の質問は、平成20年の6月議会の際に、隠岐ポートプラザ館施設整備費負担金の支払いを、株式会社ビューポートホテルから毎年870万円づつ頂いているということになっていたんですが、その前年、前々年納めなかったり、100万で済んだりというふうにしておりましたけれども、それが5年間の支払いの猶予をお願いをするということが出されました。5年間というのは19年から5年間、そして20年の3月になってその要望が、株式会社ビューポートホテルの方から出てきたわけですが、そのとき議会でも確か数名の議員が総括質疑で疑問の声をあげられたように記憶しております。

また、私は反対討論に立ち、「この補正予算は認められない。はっきりいうと償還の5年間猶予は認めがたい。」と、できることなら半額にしてでも続けていくことを選んでほしいと討論したんですが、議会においては賛成多数でその案件は承認されました。

そして、20年から4年間経って23年度も終り、24年度に入ったわけですが、その認めるにあたって出された町の考え方の中で、23年度中に24年度以降については協議をするというふうに議会の方にも示されておりました。その23年度どういう協議がなされたのか、その結果はどうであったのか議会に報告して頂きたいと思います。

町は「まちづくり基本条例」にうたっているように、「町民と情報を共有し、積極的に情報を公開しなければならない。」となっております。町民の代表である議会にも同様であると考えております。3月の議会においてその経過の報告をすべきではなかったのか。私は3月で質問しようかと思ったのですが、一般質問では他にやりたいことがあったので、そして総括質疑では予算の中にありませんでしたのでできなかった、改めて質問しているところですが、経過を説明すべきではなかったのかと強く感じました。多分何らかのことはあるだろうと思っておりましたけれども、何も報告がなかった。

町長は、このことについて今どのように考えているのか。また5年間の納入猶予の株式会社ビューポートホテルからの要望に対して、町は4つの条件をつけて認めることといたしました。そして議会にもそのことを示しました。そして議会でも承認されたわけです。

条件の一つに、毎年度決算報告書等を提示し、経営状況を報告することとなっておりますが、これはなされていたのでしょうか。また、町の方はそれに対して何らかの指導なり、そういうものを積極的に行ったのでしょうか、ということです。

もう一つの条件は、経営改善計画を基に経営を展開することになっていました。また、産業建設常任委員会でもこれを議論したときに、経営改善計画は、数字を入れたものを早急に策定するよう指摘もしました。その経営改善計画はどのような内容であったのか、資料を示して頂きたいということと、また、売り上げ増加、経費削減、すなわち人件費の抑制など、どのような具体的対策が立てられたか、ということであります。

経営改善計画の中で、民間金融機関からの借入金返済の減額措置がうたわれていました。月40万円を30万円に引き下げて資金繰りをなるべく楽なようにするべきではないのか、ということでした。それはどうなったのか、その措置が図られたのかどうか。

これは条件とは言えないかも知れませんがその他として、財政危機にある町において877万円もの歳入が見込めないことは大きな損失であり、他の住民サービスの低下を招くおそれもあることを真摯に重く受け止めること。従って、この5年間で必ず経営改善を図ることとなっておりますが、町が示したことについて実現できなかったのでしょうか、平成24年度の予算にも、6月補正予算にもこの歳入の負担金の中には計上されておられません。

隠岐ビューポートホテルは、どのように考えていたのでしょうか。また、この5年間で経営改善をなされなかったということだと思のですが、そのところをはっきりとお答え願いたいと思います。

そして、町の今の考え方、これをどういうふうに解決するのか、私は早急に結論を出すべき問題だと思います。隠岐の島町には、他にも問題を抱えたこのような団体がたくさんいますか、隠岐温泉GOKA、農業公社の問題もありますし、それからアイランドも非常に苦しい状況の中でもやっておりますけれども、こういうことは本当に早いうちに手を打たなかったから、こういうことになったのではないかというふうに思われますので、なるべく早く結論を出す、町として本当に考えた上でどうするか、結論を出す必要があると思いますがいかがでしょうか。これで、私の質問はいったん終わります。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、齋藤議員のポートプラザ館の施設整備費負担金についてのご質問にお答えをさせて頂きたいと思います。

施設整備費負担金につきましては、議員仰せのとおり平成19年度から23年度までの5年

間を猶予いたしまして、平成 24 年度以降につきましては最終年度に協議をしまいと、このようになっておりました。しかしながら、ご指摘のように本年 3 月に隠岐ビューポートホテルから、これにつきましては利用客の更なる減少等によりまして、計画通りの返済ができない、そこで大口借入の返済が終了する平成 25 年度までの 2 か年間を、支払猶予期間の 23 年を 2 年間延長してほしい旨の要望書が提出されまして、現在その対応について今検討をさせて頂いているところでございます。このため、ご指摘のように 3 月議会で報告することができなかったということにつきましては、今ここでお詫びを申し上げなければならない、誠に申し訳けなかったというように思っておりますのでお詫びを申し上げたいと思います。

先ほどのご指摘のように、町から付した 4 つの条件につきましては、まず第 1 点目の、決算報告書は毎年度提出されておりますので、今議会中に提出させて頂きたいと思います。

2 点目の、経営改善計画に基づきました経営展開の問題につきましては、人件費の抑制や売上増加の取り組みを行ってまいって来てはおりますが、目標の達成に実は至っておりません。3 点目の、民間金融機関への月々返済額の減額の問題、40 万円を 30 万円にしているということでしたが、残念ながらこれは金融機関の了解が得られなかったために減額措置がなされずに現在に至っているということです。

また、4 点目の 5 年間の経営改善につきましては、毎年度の決算状況等を見ながら、経費の節減への取り組み、あるいは売上増につながる方策といたしまして、ネットを利用いたしました予約システムの導入などの指導も町から言ってまいったところでございますが、景気の低迷でありますとか、あるいは新型インフルエンザ、そして昨年の東日本大震災の影響等からでしょうか、隠岐島への観光客は激減でございます。これは隠岐だけではないようでございますが、そういう状況で非常に残念な結果ではございますが、議員も想定されていらっしゃるように計画達成が実は困難な状況でございます、今そういう中でどうしたらいいか、ということを検討させて頂いているところであります。

現段階では、大口借入の返済終了までの支払い猶予を、こうなれば厳しい財政状況下ではございますが、猶予を認めざるを得ないのではないかと、このように考えているところでございまして、今しばらく時間を頂戴したいと考えておりますが、こういう状況になりますと、できたら後の返済をひとつ許してもらえんか、というような思いもあるようでございますが、私はそういうわけにはいかないというように思っております、1,000 万円近い返済を今までできておりますから、そうするとそれが終われば、町に対する返済は当然して頂かないと納税者の皆様方に説明が付かないのではないかと、このように考えておりますことを申し上げ

げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

4番（ 齋藤幸廣 ）

質問した部分に、どうも答えてない部分があるように解釈しますので、まずそこから質問します。

23年度中に協議をすることになっていたんですね、24年以降については、23年度中に協議がなされなかったというふうに理解をせざるを得ませんがそれは何故でしたか、何故なされなかったのか。協議がされてたら3月の何日か分かりませんがビューポートホテルから、また2年間の延長の要望書が出てます。4年前もそうでしたが、19年が終わってから20年の6月だと思いますが、補正予算で負担金がゼロになると、それが5年間、19年も認め20年度からも4年間というようなことでした。今回も3月に入って、また要望書が出てくる。では23年度、何をしていたんですか。そのこのところ、まず1つお尋ねいたします。

次に、3月議会で何故報告しなかったのかということについて、報告する内容がなかったからだというように受け止めたんですが、まだどうするか結論が出てない段階でしたので。しかし、報告する内容が結論が出てないから報告しないということは、私は通らないと思います。23年度中に協議するという事になっていたのです。なぜ協議しなかったのか、その間の経営状況がどうだったのか、経営改善計画がどういうわけで達成できなかったのか、そのこのことは報告があつて然るべきだと。

経営改善計画の資料を私は要求していたのですが、一般質問ですので私にだけ配られているのですが、その中では損益計算書の計画というのがあります。これは確かに損益計算書の数字が入って、何故か27年度までの。19年は実績が入っていて、20年から27年までの計画の数字が入っているのですが、これもおかしいなあと。経営改善計画というのは、こういう損益計算書をつくる前の段階で、まず、どういうふうに売り上げを伸ばし、あるいは経費を削減し、そういうことをきちんと示した上で計算書、計画というものが出てくると思うのです。隠岐汽船の場合も、そういうような形できちんとした経営改善計画が出ておりましたが。

本当に、経営改善計画あったんですかということもまず。本当にきちんとしたものがあつたかどうか疑問を持たざるを得ません。20年度から始まって27年度までの、普通こういうものをつくる場合は23年度までの改善計画をつくって、24年度となるのですけども。どういう経費を削減し、どういう収入を増やしていくとか、そして損益計算書はこうなるんだというものでないと経営改善計画とは言えないと思うのです。隠岐汽船のときもそういう傾向

があったのですが、民間金融機関、隠岐でいったら大手2社の金融機関から借りているんですが、そこは25年に完済するようになっている。

本当は、町の方は27年度まで延ばして月30万円と言ったのですが、結局金融機関の了解は得られなかった。そこには貸し手の責任というのがいつも問われると思うのですが、隠岐の島ではそういうことが問われて来なかった、もう1つだけお願いいたします。

先ほど、「今しばらくお待ちください。」という言葉も出ましたが、最後には25年度までは猶予していいんじゃないか、あるいは返済というよりも負担金の・・・どう言いますか、もう勘弁してもらいたいという意向のようだという表現でしたけれども、本当のところどうする考えなのか。

今もう24年度に入ってますので、そこらのことはもうすでに所管の担当課、あるいは全庁、ほかの全ての職員、課長の方々が集った席でこういうことは討論して、早く結論を出すべきと思うがいかがでしょうか。

番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

非常に難しい問題ではございますが、実は少し話がそれるかも知れませんが、公共事業、平成10年、11年頃400億超えてたのです。島前島後併せて去年は63億円位、バーンと減ってしまって、今年は更に減るかも知れないと言われております。

そういう中で、国の借金ですが今年度末、来年の3月にははいよいよ1千兆円を超えて1,085兆円まで膨れるのではないかと、このようにも指摘されております。そういう中で公共事業の更なる拡大というのは、まず考えられないというような、今、状況にまで陥って来ているということです。

そういう中で、私どもは観光を基軸とした“まちづくり”というのを、ひとつの大きな柱としてやってまいりました。そしてこれからは、もっともっと個人客が伸びてくるだろうとも言われて、個人客を伸ばすということも併せて観光協会の方では取り組みを強化してまいりました。ところが、個人客が今の日本の経済動向、状況からして、なかなか個人で離島隠岐や、あちこちの観光地に旅行に行くということが、非常に差し控えが強くなって来たのも事実であります。

そういうことで隠岐だけではありませんが、近年、隠岐は去年の数字と近い数字ぐらいにはなっているようでございますが、昨年あたりは、そういうことで頑張っているのですが、今個人客ではなく僅かにエージェント客、いろんな対策をとってやって来ているというよう

な今状態です。ところがそのエージェント客でございますが、夏場トップシーズンにはまあまあお客がきて一杯になっているんですが、トップシーズンが終って経営状況はどうかという、どこも赤字です、とこうなんです。何故かというは離島航路が非常に高く、隠岐へいくエージェントは叩くところがないわけです。ホテル・旅館・民宿を叩く以外、叩く場所がない。そこで各ホテル・旅館・民宿は汲々としてやって来ている、そういう中で今ご案内のように長い間頑張ってきたホテルも、もう駄目だ“青息吐息”になってきている。

そういう状況のなかで、ビューポートホテルも同じように厳しい状況となっている。これを「そういうわけにはいきません。」と、一言でいってしまうと、これはまた倒産問題が出てきて大変なことになる。いよいよもって、島の経済、活性化が、先が見えなくなってしまうという心配が私はあると思うのです。

そういう中で、議員も想定されたように、そういう社会情勢の中ですから、なかなか経営改善といってもうまくいっていないというのが実態であることは、概ね想像どおりにあると言わざるを得ない。そういう中で23年も推移してきたということから、23年中に協議をすることになっておりましたが、協議するまでもなくこういう状況だ、何とかお願いできませんか、というのが企業側のお考えではなかったかと思います。そういう中で更に何とかしてくださいというのが、ホテル側の言い分であるかと思いますが、しかし、この厳しい民間がそういった金融機関にはちゃんと返してきている実績がある。そうすると、これを更に金額を下げるとか、そういうことでは議会に対しても私は説明が付かないと言うことで、25年まで延ばすとしても後は1千万円近く返してますので、そういう実績をもっている。877万円、是非返してもらいたいというのが私の思いで、その分は何とかしても経営努力によって、これを何とか明るい方向にもって行ってほしいというのが、私の赤裸々な思いで、これはこれから議員の皆様にもまたお願いをしてまいらなければなりません、今の状態ではもうこれ以降は駄目ですということが言いきれない、非常に苦しいものがあるということ、是非ご理解頂きたいと思います。

4番(齋藤幸廣)

非常に苦しい状況、民間ホテル業者もそうですが、隠岐の島町全体がそういう中にある状況だということは、町長も今おっしゃられたとおりです。

そのためにも、もう少し早く23年度中にどうするべきか、苦しい、苦しい、どうしようもないと言っているなら、その段階でどうすべきかということ、町としての方針を立てるべきだったと思うのです。

そして議会に、そのことを報告して頂ければよかったのではないかと、いうふうに考えております。これで今回の一般質問は終了です。

議長（池田信博）

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終ります。

次に、8番：石田茂春 議員

8番（石田茂春）

私は、臨時職員の採用について質問いたします。

本年3月に24年度各課で臨時職員30名、技術職を含んで募集いたしました。応募者は76名でありました。競争率は2.53倍で非常に高いものであります。雇用情勢の厳しさを反映しております。

募集一覧の中で一番気になるのが、資格免許等の欄であります。部局の隠岐の島町で17名のうち6名が普通自動車AT限定不可、教育委員会では、13名のうち7名の方が普通自動車AT限定不可であります。

近年の免許取得者の状況は、島根県免許センターの発表では、23年7,307人の方が免許取得をしています。その中で42パーセントの3,088人の方がAT車限定であります。

また、隠岐の島自動車練習場で取得された方では、8割の13人がAT車限定であります。

今の隠岐の島の状況は、仕事を求めている人がたくさんおられます。また、仕事があれば都会から子どもが帰って来るとい親の話をよく聞きます。今回の募集では、応募したいがAT車限定不可で応募できない人が大勢いたと思われま。

本年も来年度職員採用試験を行います。職員採用募集要項には、AT車限定不可の項目はありません。どうして臨時職員採用時のみに条件をつけるのですか。

最初に説明したように、県では4割の人、隠岐では8割の人がAT車限定であります。今後臨時職員募集にあたっては、AT車限定不可を取り除くべきであります。町長の考えをお伺いいたします。

番外（町長松田和久）

石田議員の質問にお答えいたしたいと思ひます。

臨時職員募集の件がまずあがってまいりましたが、このAT（オートマチック）車限定不可の問題についてであります。募集要項の資格免許等でAT車限定不可とした理由につきましては、その募集する職場に、まだうちの場合にはミッション車が残っておりまして、そのミッション車だけしかない部局があります。あるいはミッション車に乗らなくてはならない職種につ

きましては、AT車限定不可とさせて頂くしか方法がなかったために、そういうかたちにさせて頂いたところであります。

ちなみに申し上げますと、今年度採用いたしました臨時職員の内、総務課、農林水産課、教育委員会、及び公民館の4職場では、ミッション車を使用中でございますため免許の制限を加えましたが、その他の部局はAT車限定を可とした募集も行っているところであります。

現在は、軽自動車の更新の際にはAT車を購入するようにいたしておりますが、今後はその他の車両につきましても更新の際にAT車にしていく考えでございますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。

正規職員との違いを言われましたが、往々にして緊急雇用対策の場合は現場でいろいろやって頂くということで、車をどうしても使わざるを得ない。正規職員の場合はそうではなく一般事務の関係があるわけですから、その辺りが違うのではと私は考えております。

8番(石田茂春)

少し再質問をします。4職場はミッション車を使用するというところでありますが、その他の部局はAT車可であるという答弁であります。

しかし、この臨時職員募集一覧を見ますとAT車限定不可というのがほとんどであって、普通自動車でもいいですということは、総務課、定住対策課、小中学校司書、これはAT車オッケーと、この3部局はほとんど車に乗らないのです。はっきりいって。総務課事務員は光ファイバー通信網の整備でしょ、それから定住対策課はCM映画ロケ、これはちょっと乗るかわかんけど、それから小中学校司書、ほとんど乗らないところばかりを普通車自動車AT車オッケーで、ほとんど車を使用するところはAT車、駄目だと。

今後は、更新の際にはAT車を購入するという答弁ですが、再度お聞きしますが、今度臨時職員を採用する際には、AT車限定不可というのは取り除きますか、それとも今までどおり行いますか。答弁をお願いします。

番外(町長松田和久)

再質問にお答えをいたしたいと思います。

では、来年から全部AT車可ということになってしまうと、今あるミッション車で使えるものは使いたいということですので、こういったものを使わないと仕事にならない部局は、例えば清掃車の4トン車とかはAT車でない、そういうところで働いてもらうのに、そう言われましたのでもう止めましたということはできませんものですから、その辺は実態に合わせて、こういった免許が是非必要だということについては、これはもう来年も粛々とそういった

制限を加えざるを得ないということを、是非ご理解を頂きたいと思います。

8番（石田茂春）

今後は、粛々とやるということですので、次の質問にいたします。

国民健康保険税についてであります。平成 25 年度より国民健康保険税率改定、値上げを
するとして検討しております。また、各自治体におかれても島根県で今後改定を考えておら
れるところもあります。

値上げの理由として、高齢化の進行、医療の高度化、また入院を中心に費用額が上昇し続
けているなどがあります。

住民への周知として、4月23日中町地区を皮切りに46会場で皆様と一緒に考えて考
えるため説明会を開催いたしました。6月20日油井地区を最後に終わった模様です。何人の方が参
加して、どういう意見が出たかは後から資料が出るとは思いますが、その結果7月以降に国保
運営協議会に税率改定諮問、答申が出される予定になっています。

その前にもっと考える大きな問題があると思います。これから言うことが、最重要であり
ますので、よく聞いておいてください。

現在国保税の滞納額が1億488万1千円です。これが5月31日現在あります。国保税だ
けですよ。

国保税の改定をすれば、今後ますます滞納額が増えるように思われます。言葉は適正かど
うか分かりませんが、今の考えでは毎月きちんと納めておられる人のみを対象にしているよ
うに思われます。滞納額をどうして減らすかであり、国保税改定と合わせて議論すべきであ
ります。議論した結果、それを今後の徴収活動に活かし実行するかであります。そして少し
でも滞納額を減少すべきです。

また、日頃の健康管理に注意している人たちは、一年間に一度も健康保険証を使用してい
ない人が、何と平成22年度4,559名、被保険者の内956名の方が1回も正直なところ使用し
ておりません。この数字、推移しているのです。率にしますと21パーセントであります。

健康保健事業に対して、この方々の日頃の健康管理を一度も調査してないように思われる
のです。是非この方々の健康管理を調査し、そして調査した上、今後の保健活動に活用して
いきたらという考えで、町長のお考えをお聞きします。

番外（町長松田和久）

石田議員の分割質問の2点目、滞納対策とあわせた国保税の改定を協議すべきではないか、
ということについてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

本町の国民健康保険は、一人当たりの医療費は県内で最も低い位置にございますが、高齢化や医療技術の高度化などによりまして、医療費の総額は増加の一途をたどっております。厳しい財政運営となりましたことは、議員もご承知のとおりでございます。

健全な保険財政を運営をしてみますには、保険税率の改定は避けられない状況となりまして、先ほどもお話しがございましたように、町内各地で説明会を開催いたしまして、町民の皆様方にご理解とお願いを申し上げてまいったところでございます。

議員仰せの、滞納対策と併せた国保税改定を議論すべきだ、現在滞納額が1億500万近くあるではないかというご指摘を頂いておりますが、現在、関係課はもとより全庁一丸となりまして徴収対策に取り組み、徐々に僅かではございますが、収納率の向上が図られているところでございまして引き続き全庁あげまして徴収強化に取り組んでまいらせたいと、このように考えているところでございます。

また、納税意識の低い被保険者には、医療機関の窓口で医療費の全額をお支払いすることになります「資格証明書」を交付しながら納税意欲の高揚につなげていく。「やはり払わないとこんなことになる。」というようなことも、きっちり納税意識改革に向けて、そういうことも考えていきたい。また収納率の向上に努めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、医療無受診者の健康管理の聞き取り調査についてでございますが、本町の平成22年度の医療無受診者率は、先ほどもございました約950人くらい21%、県内各市町村で最も高い割合でございまして、健康なそういった方々がたくさんいらっしゃいますことは誠に喜ばし限りであります。

医療費の適正化を図ってまいりますために、特定健康診査を始めといたしました様々な保健事業に取り組んでいるところでございますが、議員仰せの、医療無受診者の日頃の健康管理の調査につきましても、これは非常に大切なことでございますので、検討をさせて頂きまして、保健事業の更なる充実に努めさせて頂きたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いを申し上げて、私の答弁に代えさせていただきます。

8番(石田茂春)

再質問行います。滞納対策は全庁一丸になって取り組んでいるということは、私も理解いたしております。

私が言いたいのは、国保運営協議会がありますね、メンバーは分かりませんがそこで税改定と併せて、上げるだけでなく滞納対策をどうするかを議論して、議論した結果を徴収活動

に活用してほしいということなのです。

今、聞いておりますと国保運営協議会というのは、上げることばかりを議論して、その前の滞納金額をどうするかという議論が、そっちのけになっていると感じますので、もう一度答弁を願います。

番外（ 町長 松田和久 ）

再質問にお答えをいたしたいと思います。

国保運営協議会は上げることばかりに力を入れているのではということですが、ご指摘のように、今回のように値上げをいたしますと滞納者が更に増えるというのは、容易に想像ができることだと思います。そういう状況でございますので、国保運営協議会にもそういうことが十分にも考えられることだから、その辺りをいったいどうするか、それとまた無受診者をもっともっと増やしていくということも、行政としても保健課あたりと十分に連携しながら、考えて行くべきではという議論も併せて、国保運営協議会としてもこの際検討してもらうように。

ご指摘のようにこのままでは滞納額が増えてくることにもつながりかねないということで、運営協議会の方にもこういった問題について、特に議会からも強い指摘があったということで検討させてまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長（ 池田信博 ）

以上で、石田茂春議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時56分 ）

議長（ 池田信博 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

最後に、1番：安部大助 議員

1番（ 安部大助 ）

それでは、観光対策の観点から3つの課題について分割質問をさせていただきます。

まず、最初に観光ルートの道路整備についてお伺いします。

本町の総合振興計画にも書いてありますが、今観光へのニーズは、「観る」から「体験する」、「団体客」から「家族」などの小グループや「個人客」へと変化をみせています。

本町においては、体験の種類も増え、家族や個人客もよく見るようになりました、しかしまだ、観光形態は、自然や歴史・旧跡などを観て周るツアー企画が主体であり、個人客よりも団体客中心となっているのが現状だと思います。

団体客の観光めぐりには、大型バスや中型バス、マイクロバス等が多く使われ、個人客の方々には、レンタカーやタクシーといった普通車など小型車が使われています。鉄道がない隠岐の島町では、車による観光が主流となっており、道路が担う役割は非常に重要なものとなっています。

しかし、目的地まで行くのに道幅が狭く車同士の行き違いができないことや、中型バスや、マイクロバスなどにとって、道幅がぎりぎりなところが多くあります。私は道路整備の必要性を強く感じます。

実際に本町の観光名所を回ってみますと、対向車とすれ違うことのできない町道や林道、また待避所はありますが、カーブ続きで対向車が来るのが分からない箇所も多かったです。

現在、本町あげて「世界ジオパーク認定」を目指しており、啓発運動や隠岐の自然遺産のPRを行っています。この世界ジオパークに認定された場合、この島に来られるお客様の増加が見込まれ、現状の道路状況では、安全で安心な観光を提供することは難しいのではないかと私は思います。

そこで町長にお伺いします。お客様に安全で安心な観光をしてもらうために、道路の拡幅、待避所の設置等の整備が必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、安部議員のご質問にお答えをいたします。

観光ルートの道路整備のご質問でございますが、議員仰せのとおり、本町の観光名所に通じる道路の内、町道もそういう場所があるかも知れませんが、特に農林道につきまして幅員の狭いものがあちこちに目に付くようございまして、観光目的の方々の車の往来に少なからずご不便を来しているのではないかと、このように私も存じております。

今後、先ほどもお話ございました「隠岐ジオパークの世界認定」を想定いたしますと、更に車両の往来が増えることも予想されますので、観光関係の皆様方や、また一般の方々からの情報収集を行うなどいたしまして、現状を把握いたしながら、待避所の整備など改良の必要な箇所がある箇所につきましては、整備計画を策定し順次対応してまいらなければならぬとこのように考えまして、ご質問頂きましたこの件につきましては、もう既に所管課長ともいろいろ話し合いをさせて頂いているところでございますので、よろしく願いをいたし

たいと思います。

ただ、こういった狭隘な島でございますので、ジオパークの世界認定を受けることに当りましても、いろいろな意見が出てまいりまして、あまり道路を広くして本土並みにすいすい行ける道ではなくて、やはり自然豊で島らしい箇所もあっていいのでは、またいちいち説明版等を多くせず地域の方とコミュニケーションを図りながら目的地に行けるような、そういった工夫だって逆にいいことではないかとか、いろいろな意見があることも事実でございますが、特に危険を伴うような道路箇所、急カーブですとか、そういったことについては安全対策上からも必要でございますので、そういった見直しにつきましては今後前向きに計画を立てて順次、例えば、布施の「とかげ岩」に行くには中谷線ですね、そういう所についても私も前に何回か行きましたが、ちょっと問題があるなという箇所がありますので、ご質問の件については検討してまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

1番（安部大助）

今、町長の答弁頂きました。前向きに今後検討して行くということで。

私も実際行ったときにも、かなり急カーブや狭い道や危険な場所が多かったので、今後観光客が増える上で、しっかり整備して行ければと思っております。

次の質問に行きます。

次は、海水浴場の漂着ごみ対策についてお伺いします。

平成23年第1回、第2回定例会において同僚議員が「漂着ごみ対策」について質問をされたと思いますが、私はまた違う角度から質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

海岸等の漂着ごみの問題は、海岸環境や景観の悪化、海岸機能の低下等の影響が懸念されることから、隠岐だけではなく、県や国レベルの問題となっておりますことはご承知のとおりだと思います。

そのためには国・地方自治体、地域住民の責務の明確化と連携強化を目的とした「海岸漂着物処理推進法」が平成21年に成立、施行されました。また、財政上の措置としては基金が設立され、昨年度までを期限とし財源措置がされていましたが、今定例会の初日で説明がありましたとおり、今回の補正予算に漂着ゴミ対策として500万円の補助金が計上されております。しかし、漂着ごみは一度回収すればなくなるという物でなく、繰り返して漂着するため、回収・処理事業も継続して実施して行かなければなりません。そのため、隠岐にある漂

着ごみの量を考えますと、回収・処理にかかる費用は膨大なものになると思います。

昨年度の同僚議員の質問に対して町長は、「海岸漂着ごみに対しては自治体での取り組みは財政的にも体制的にも限界があり、当面は地域の皆様のお力をお借りしながら、協働の精神で対応をお願いせざるを得ない。」と答弁されております。私も、同感でありまして、処理費用等の財政上の課題はまだ多くあると思いますが、本町の漂着ごみは町民が回収して処理事業を継続して行わなければいけない以上、行政と地域住民、広くいえば町民全体で連携を強化し、協働で対応していく必要があると思います。また、協働で対応するための協力体制の整備も必要であると考えます。

例えば、多くの都道府県で作成している「海岸漂着物対策推進地域計画」があります。「地域計画」は国の方針や住民の意見等を反映し、漂着物対策を重点的に推進する区域や、行政や地域住民など関係者との適切な役割分担など協力体制に関する事項等が明記されております。

「地域計画」を作成することで、行政だけでなく住民の皆様にも漂着ごみの現状が認識でき、認知度の向上を図ることができ、それぞれの立場でできることを検討し合い、実行計画を協働でつくれることから、私は本町でも独自の「地域計画」を作成し、広く町民の協力を得るような広報活動等することが必要ではないかと思っております。また、「世界ジオパーク認定」を目指している本町にとって、人が集る海水浴場や道路から目視できる海岸の漂着ごみは景観に大きく影響され、人に与える印象も変わってくることから、特に取り組むべき重要課題ではないかと思っております。

自然はきれいだがごみは多い、ではいけないと私は思っています。砂浜の漂着ごみの中にはビンや漁具、医療器具なども含まれており、海水浴に来た方々に怪我をさせてしまう恐れもあります。私は、観光客や住民に対し、きれいで安全な海岸を提供できるよう海水浴場等の漂着ごみ対策は、特に取り組むべき必要があると思います。

そこで町長にお伺いします。

町民との協力体制について町長の考えをお聞かせください。また、安全で安心のできる海水浴場を提供するためにどのように取り組んでいくのか、町長の考えをお聞かせください。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

続きまして、2点目の海水浴場の漂着ごみ対策に関するご質問にお答えをいたしたいと思っております。

このご質問は、2つに分けられるかと思いますが、どちらにも関連がございますので、併

での答弁とさせて頂きたいと思えます。

海岸漂着ごみの対策につきましては、議員ご案内のとおり海岸線を有します自治体に共通した、大変困難で深刻な課題であると、私もこのように考えているところでございます。

そこで、海岸漂着ごみの処理に当たりまして、行政と町民の皆さんの協力体制についての私の考え方でございますが、議員もあるいは参加をされたことがあるかと存じますが、現在の町内各地区の海岸漂着ごみについての取り組み状況でございますが、地区単位での取り組みや、あるいはボランティアを募っての取り組み、また、地元の漁業者での取り組みなど、各地区におきましてそれぞれ違いはございますものの、住民の皆様方大変熱心な取り組みによりまして、ほぼ全域に亘って、可能な範囲での回収がなされて来たのではないかと理解をいたしております。

しかしながら、先ほどもご指摘でございますように漂着ごみの量は、とてもこうした作業体制で完全に除去することも、また一遍ではございませんので、時化の度にそういったことになってまいりますので、このような体制で完全に除去できるそういうものでもございません。

根本的には国が中心となって対策を講じることの必要性は、先の議会でも申し上げたとおりでございます。特に日本海側が非常にきついということで、この問題につきましては離島振興協議会、日本海側の各離島の首長からの強い要請が出ておりますので、国に向けてお願いをいたして来ております。

太平洋沿岸であります、東京都の離島あたりに行くと、まったく日本海と違って、ごみがないんですね、やはり自然な美しい景観というのは、ごみがあるとないとはこんなに違うのかと思ひ知らされるくらい羨ましい限りでございますが、そういった状況でございます。

次に、安全で安心のできる海水浴場を提供するためにどのように取り組んで行くのか、というご質問でございますが、町が今開設をいたしております海水浴場につきましては、毎年、高校生や企業の皆様のボランティア活動によりまして、ごみの回収作業、それから開設前になりますと漂着ごみの処理や清掃だけでなく、水質検査の実施でありますとか、あるいは開設期間中の監視員の配置など安全面につきましても十分に配慮をいたしまして、島内の皆様方はもとより、観光で訪れます方々や、帰省をなされた皆様方に大変喜んで頂いているのではないかと、このように認識はいたしております。このような対応、対策につきましては現在の体制で今後も続けてまいりたい。ボランティア等にもお願いしながらやって行きたいと、このように考えているところであります。

また、回収して頂きました漂着ごみにつきましては、本町の焼却場や埋立ての施設を開放いたしまして、受け入れを行っております、今のところ、総じて良好な協働体制が確立されていると、このように考えているところでございます。

しかしながら、今後、更に進んでまいります高齢化でありますとか、あるいは少子化などの要因によりまして、この体制もいつまで維持できますかわかりません。これが維持できなくなるようなことも先々十分考えられますことから、国・県への財政支援の要望を引き続きてまいりたいと存じますし、その時々の方勢に応じまして、議員ご提案の町独自の実行計画の策定など、対応可能な施策を、柔軟に実施をすることによりまして、環境や景観の保全を図りますと共に、海水浴場につきましては引き続き安心してご利用頂けるように努めてまいりたいと、このように考えておりますので、是非ご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

1番（安部大助）

町長の今答弁を頂きましたが、町長の思いというか、もう一度再質問させていただきます。

先ほど、答弁の中で「焼却場や埋立ての施設を開放していることによって、良好な協働体制がつけられている。」と言われましたが、私は焼却や埋立ての施設を開放するということは、自治体の最低限の責務であると思っております、それを良好な協働体制であるというのは私はまだ違うのかなと。実際、協働とは町民あるいは地域住民の人たちの声を反映して、行政と民間が一緒になって体制づくりをつくって行くべきであると思っております、もう一度、良好な協働体制とは何をもちょう言われているのかを、もう一度答弁して頂ければと思っております。

それと、本町は、高齢化・少子化となっていて、その体制がいつまでできるかということでしたが、私はもう高齢化、少子化ではなく、高齢社会、少子社会に現状はなっていると思っております。

そう考えたときに、先ほどの地区単位で清掃活動に熱心に取り組まれているという答弁を頂きましたが、その中にはもう高齢の方で自分の地区にごみがあったら、生活に影響するから責めでやっている地区も多くあると思うのです。そう考えたときには、やはりその地区の住民だけではなくて、町民全体で漂着ごみを、今の現状を把握して町民全体、行政も一緒になって体制をつくって行かなくては今後、何て言えはいいでしょう・・・「あそこの地区の人たちがやっているから、うちはやらんでいいわ。」みたいな、そういう方向になってしまうのは遅いと思っておりますので、今のうちからそういった体制をつくって行くべきだと私は思っ

います。

実際この頃、若い人たちの集る場所がありまして、いろいろ漂着ごみについて話す機会がありましたので言いますと、やはり海岸を有する地区に住んでいる人は漂着ごみに関心をもっているのですが、海岸に有してない地区、山間部、そういったところでは全然漂着ごみに対する意識が違います。私は今後そういった体制をつくるのであれば、全町民が今の現状をしっかりと把握して体制をつくって行くべきと思うのです。

もう一度、協働体制についてお聞かせ願いたいと思います。

番外（ 町長 松田和久 ）

安部議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、これは本当に大きな問題で難しい問題でもあります。

これまで各地域と協議をいたしまして、例えば中村地域白島海岸辺りは船からでないで陸からはいけません。そういうところにも漁業の皆さん方に声を掛けまして何回か行っておりました、取れるごみは取って来て、そうすれば役場としても、これを協働と言えるかということですが、これを焼却したりあるいは不燃物処理をしなければならない等につきましても、町も休みといえども責任をもって開放して対応して行く、それを協働というんですかということですが、私はそれも大事な信頼関係の中で行われることであって協働ではないかと思っておりますが、ただそれだけでいいとは決して思っておりません。

私は、平成10年に岬に行きまして、いったんは行政を離れた時期がありました。ややもすれば、“まちづくり”は何か役場が率先してやるのが、“まちづくり”のように曲解されたり誤解されがちだと、私はその当時役場の職員でも何でもないので、決して役場という文字はどこにも付いてない、ここは（岬）は空港、空の玄関の町だ、西町とか中町だけが玄関ではない。やはりここに住んでてよかったと言われる“まちづくり”は、役場でないその地域の人が自分たちですることではないでしょうかということ、例の“あじさいのまちづくり”を提唱して7割、8割ぐらいは一応植栽ができた。その足で、今度はということで、岬町で議論をしてちょうど西郷湾の入口に向かって右側は岬の地先になっているわけです。あそこのタンクの前です。そこが酷いことでしたので何とか我々も参加してやろうということで、その時は公民館の職員の方も一緒になってやりましたが、そういうような協働体制というのも大事だと思います。まさに地域と一緒に地域計画を立てて、そして行政も一緒になってやって行く、それが私は大事なことはないか。

高齢社会になってまして、必ずしも全員が全員出られません。出られる人だけでもやろう

ということでやってきておりまして、全て国・県にお願いしただけでなく、地域としても気付いたできる者が、できる範囲内で協働してやっていく。そういう体制は今後も高齢社会になってもやれる人でやるというようなことも私は大事でないかと、このように考えておりますし、今後もそういった取り組みにつきましても何とかやって行きたいと、このように考えているところであります。

1番（安部大助）

最後の質問にいかせて頂きたいと思います。

観光客への顧客調査の経過状況についてお伺いします。

昨年の6月の定例会で、「観光客の方々が何を求めて、何を期待して、隠岐に来ているのかをしっかりと捉え、期待以上のサービスをしていく必要がある」ということから、心理的統計調査も含めた顧客調査の必要性について、一般質問をさせて頂きました。

その際、町長から「今まで町独自で顧客調査はあまりしておらず、今後どのような方法がいいのか検討して行く」との答弁を頂きましたが、その後の検討された結果等をお伺いしたいと思います。

番外（町長松田和久）

安部議員の3点目、観光客の顧客調査についての質問にお答えをいたしたいと思います。

昨年の6月定例会後に、町の観光課の職員で観光客のそういったニーズを把握するのは難しい問題でありまして、ご質問を頂きました後に、やはり観光に直接携わっている町観光協会なり島観光協会の方でも考えてほしいということで、アンケート方法によります検討を隠岐観光協会をお願いをいたしました。

昨年秋から、“アキオキイベント”などのイベント開催時に、ツアー客を対象といたしまして独自のアンケート調査も実施させて頂きました。440名の方から回答を頂いております。集計結果につきましては近くご報告させて頂きたいと思います。

また、この結果を基にいたしまして、今後のサービスの向上につなげてまいれるものはまいいりたいと考えておりますのでよろしくをお願いをいたしたいと思います。

なお、今年の秋からは、イベントに限らず観光客全体を対象にしたアンケート調査を実施する予定といたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

1番（安部大助）

答弁を頂きましたが、再質問をさせて頂きたいと思います。

前回の質問のときに、エージェント、隠岐観光協会が独自でツアー客の顧客調査をしてい

る現状がありまして、しかし個人情報等で本町の観光課の方との連携がうまくできないということをお聞きしまして、今回また町独自ではなく隠岐観光協会との連携の方法だと思っておりますが、実際それが密になって顧客調査が情報交換ができるのかどうか、町長の考えをお聞かせ願えればと思っております。

もう1点、アンケートといいますと「どうでしたか。」と過去を振り返ってもらうアンケートが多いですが、私は前回に心理的といいますか、何を期待して隠岐に来たのか、隠岐に求めるものは何か、というものを踏まえた調査をするべきということで質問したのですが、今実際にやられているツアー客に対するアンケート、また秋計画されている個人客も含めたアンケートには、そういう心理的な顧客調査も含まれるべきだと思っておりますが、町長の考えをお聞かせ願えたらと思っておりますのでよろしくお願いたします。

番外（町長 松田和久）

再質問にお答えをいたしたいと思っております。

今の質問から少し離なれるかも知れませんが、今全国の各市町村、国も観光立国といって3,000万人の観光客、海外から招き入れて外貨獲得に力を入れるというようなことも考えておられます。私たちの市町村もだいたい異口同音、観光を基軸とした“まちづくり”を提唱されており、私どもの町も、まさにそのとおりだと思っております。

そういった中で今、全国的な傾向としてこれまでは庁舎の中に観光課があって、観光行政を中心にやって来た。しかしここまできると、行政も観光協会のような団体も一緒になって、もっともっとタイアップして、本当に観光どうあるべきか、そのためにはどうしたらいいかを議論する必要がある、ということからと思っておりますが、全国的な傾向として、観光の第一の現場の声、観光課そのものが出向いて行く。近くでは島前がそうなんです、そういうやり方をしている。もう、ぼつぼつ、そういったことも検討に出てくるのが大事ではないかと。観光協会からも人材がない、人がいない、だから役場からどうしても派遣してくれという形で今ありますが、もっともっと観光行政を観光協会に丸投げすることはできませんが、観光協会がやる事業をある程度、町の方も受け止めてグレードの高い観光地にして行くことが私は大事ではないかと、そのために現場の方での対応ができないか、行政のそういったことも検討してみる必要があるということで、昨年からいろいろ内部で話題にしておりまして、そういったことをしながら町としても現場でいろんな観光客から直接アンケート調査等をして、今隠岐に対してこういったことの想いをもっていらっしゃるか、そういうことも聞きながら行政に反映させて行くべきだと、このように考えておりますのでできるだけ人任せでは

なく、観光課そのものが対応できるような形、体制はどうあるべきかということ併せて検討させて行きたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いします。

1番（ 安 部 大 助 ）

再質問のもう1つの心理的顧客調査を今後やる調査に盛り込んで行くのか、行かないのかを先ほど言ったのですがもう一度頂ければと思います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

アンケート調査をする以上は、それもやはり求めて行くべきだと思っております。

議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日6月26日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 1 4 時 0 6 分 ）

以 下 余 白